

排出事業者に対する法・条例の規定の仕組み

廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(第3条)」と規定し、これにより、排出事業者の処理責任が明確化されています。

本事案に係る排出事業者に対する法・条例の規定内容は以下のとおりです。

規定内容	根拠	違反に対する措置内容
事業者が処理を委託する場合の規定 ・委託基準の順守	法第12条第5項、第6項 法第12条の2第5項、 第6項	罰則
処理を委託する場合の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の規定	法第12条の3	勧告、公表、 命令、一部罰則
委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程が適正に行われるために必要な措置を講ずる義務の規定	法第12条第7項	※努力義務
	条例第7条	※定期的な処理状況の確認について、義務化されているが違反に対する措置なし

※ その他、委託した処理業者が廃棄物を適正に処理できないときは、排出事業者が回収し、適正に処理しなければならない場合があり、命令の対象になることがある。